

八代市いじめ防止基本方針

平成 2 6 年 4 月 1 8 日
八代市

【目 次】

はじめに	1
I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 市の基本方針の内容	1
3 いじめの定義	2
4 いじめの理解	2
5 いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
（1）いじめの防止	2
（2）いじめの早期発見	3
（3）いじめへの対処	3
（4）地域や家庭との連携	3
（5）関係機関との連携	4
II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	4
1 いじめの防止等のために本市が実施する施策	4
（1）八代市いじめ問題対策連絡協議会の設置	4
（2）本市が実施する施策	4
ア いじめの防止	4
イ いじめの早期発見	5
ウ いじめへの対処	5
エ その他の施策	5
2 いじめ防止等のための学校が実施すべき施策	6
（1）学校いじめ防止基本方針の策定	6
（2）学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置	6
（3）学校におけるいじめの防止等に関する措置	7
ア いじめの未然防止	7
イ いじめの早期発見	7
ウ いじめに対する措置	7
3 重大事態への対処	8
（1）重大事態の報告、調査、対処	8
ア 重大事態の意味	8
イ 調査結果の報告及び調査主体	8
ウ 調査主体が学校の場合	8
エ 調査主体が市教育委員会の場合	9
（2）調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	9
ア 再調査	9
イ 再調査の結果を踏まえた措置等	9
III その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	10
1 基本方針の見直しの検討	10
2 基本方針策定の確認と公表	10

はじめに

いじめは、学校教育のみならず子どもに関わるすべての者が手立てを講じて未然に防止すべきものです。その際、いじめはどの子どもにも起こり得ること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こすことを十分に認識しておかなければなりません。

本市では、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他関係者との連携の下、いじめを許さない学校・学級づくりに取り組んできました。しかしながら、毎年多くのいじめが認知され、中には深刻な事態に至ったものもあります。

児童生徒の尊厳が守られ、生命・身体の安全が脅かされることのないよう市民総がかりでいじめを防ぐという強い決意のもと八代市いじめ防止基本方針（以下「市の基本方針」という。）を策定しました。

この市の基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「熊本県いじめ防止基本方針」を踏まえ、本市がいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としています。

また、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解できるようにしなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して実施します。

2 市の基本方針の内容

市の基本方針は、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等の取組を定めるものです。

また、本市の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本市において体系的かつ計画的に行われるよう講じるべき対策の内容を記載します。

3 いじめの定義

(定義) 法第2条より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」にあたるか否かの判断において、特に次の点に留意します。

- ・ いじめられた児童生徒の立場に立って考えること。
- ・ 本人がいじめられたことを否定する場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察すること。
- ・ いじめの認知や対応は、複数で行うこと。
- ・ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該児童生徒が関わっている仲間、集団等を指すこと。
- ・ 外見的にはけんかのように見えること、あるいは、一緒に遊んでいるように見えることでも、いじめの要素が潜んでいる可能性があること。
- ・ いじめを受けた児童生徒が、心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った児童生徒には適切な対応が必要であること。
- ・ 好意から行った行為によって相手の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合は、十分配慮したうえで対応する必要があること。

4 いじめの理解

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

また、いじめは、どの学校にも、どの子どもにでも起こりうるものであり、生命又は身体に重大な危険を生じさせうるものです。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが重要です。

5 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

すべての児童生徒を対象とした、いじめの未然防止の観点が必要です。すべての児童生徒を、いじめを許すことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要です。

また、学校や社会の教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが必要です。

さらに、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることや、自己有用感や充実感を感じられる体験を社会全体でつくることも未然防止の観点から重要です。

いじめの防止には、いじめ問題への取組の重要性についての認識を市民全体に広め、学校、家庭、地域社会が一体となって取組を推進するための普及啓発も必要不可欠なことです。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要です。

また、ささいな兆候であってもいじめを疑い、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的に認知することが大切です。

学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、家庭、地域と連携して児童生徒を見守る環境づくりを行うことが求められます。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、組織的な対応を行うことが大切です。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備をすることが必要です。

そして、いじめの解決とは、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、周りの集団が好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断されなければなりません。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築す

ることが必要です。

(5) 関係機関との連携

警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者との連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要です。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取らなければなりません。

II いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために本市が実施する施策

(1) 八代市いじめ問題対策連絡協議会の設置

本市は、いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、「八代市いじめ問題対策連絡協議会」（仮称。以下同様。）を設置し、その構成員は、学校、教育委員会、市長部局関係課、児童相談所、地方法務局、警察等の他、心理や福祉の専門家等が参加するものとします。

(2) 本市が実施する施策

ア いじめの防止

- (ア) 生徒指導充実月間を活用し、各学校でのいじめ、不登校の未然防止、早期発見、早期解消のための取組を強化します。
- (イ) 小中一貫・連携教育を推進し、「育ちの連続性」を図ることで、児童生徒の不安感を軽減するとともに異年齢交流等により自己有用感を育て、いじめの未然防止につなげます。
- (ウ) いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教育相談に応じる者、スクールカウンセラー^{注1}、スクールソーシャルワーカー^{注2}等の専門家や弁護士等の確保に努めます。
- (エ) 生徒指導員等の学校支援員の人員確保について、学校の実情にあわせて配置できるように配慮します。
- (オ) 県教育委員会や警察と連携をとりながらインターネット上でのいじめをしないさせない環境づくりに努めます。また、情報モラル教育を推進するとともに、その情報を各学校に提供します。
- (カ) いじめの防止等に対する教職員の基本的認識を深めるとともに、実践的指導力の向上を図るため、各種の研修を充実させるための支援を行います。
- (キ) 児童生徒が、いじめの防止等について自ら考え、判断し、行動す

ることができる場を設定し、児童生徒自身の活動を支援していきます。

(ク) 教職員をはじめ関係職員のカウンセリングの能力向上のため、ゲートキーパー養成研修等の施策を行います。

(ケ) 保護者が、子どもの規範意識等を養うために、「くまもと家庭教育支援条例」の周知等、PTAと連携して保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置、また、その周知等を行います。

イ いじめの早期発見

(ア) 学校と地域、家庭が組織的に連携し、大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるような体制を構築することや情報の共有化を図ります。

(イ) 各学校において、いじめを早期に発見するための定期的な調査が実施され、教育相談体制が充実されるよう支援を行います。

(ウ) 八代市教育サポートセンターの「やつしろ子ども支援相談室」等の相談機関を充実させます。

(エ) 市長への手紙、教育長への手紙等の周知に努め、いじめの相談窓口として活用します。

ウ いじめへの対処

(ア) いじめに対しては、学校、市教育委員会、各関係機関等が連携し対処します。(図1) インターネットを通じて行われるいじめが発生した場合には、県教育委員会と連携し解決に努めます。

(イ) 学校だけでは解決が困難な事案が生じた場合に対応するため、外部の専門家からなる学校支援委員会^{注3}を必要に応じ活用します。

(ウ) いじめの行為が犯罪と思われる場合には、熊本県学校等警察連絡協議会の申合せ事項による相談基準^{注4}に基づいて、適時適切に相談を行うよう、警察との連携・協力体制の整備に努めます。

(エ) いじめを行った児童生徒の保護者に対して当該児童生徒の出席停止^{注5}を命ずる等、いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けることができるよう支援を行います。

エ その他の施策

(ア) 「心のアンケート」や「事故・問題行動等の定例報告」、生徒指導連絡協議会^{注6}等の情報を通じて、学校における取組状況を点検するとともに、「八代市学校いじめ対応マニュアル」^{注7}の活用などを通じ、いじめの防止等における取組の充実を図ります。

(イ) すべての教職員に対して、各種研修会や通知等を通じ、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止する重要性、相談制度等について必要な広報その他の啓発活動に努めます。

(ウ) 自校の学校評価及び自己評価において、いじめ件数の多寡のみを

評価するのではなく、問題を隠さず、実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を踏まえた目標を立て、取組状況や達成状況を評価し改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行います。

(エ) 県教育委員会と連携しながら、教員が子どもと向き合う時間を確保し、子どもの変化に迅速に対応できる体制の整備を支援します。

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国や県の基本方針、本基本方針を参酌し、いじめ防止等の取組についての基本的な方針や行動計画を定めた「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定めます。

学校基本方針は、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処などのための教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを体系的、計画的に実行するために策定するものです。

加えて、学校基本方針が当該学校の実情に即して機能しているかを法第22条の組織^{注8}を中心に点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを盛り込むよう努めます。

学校基本方針を策定するに当たっては、学校、家庭、地域社会総ぐるみで取り組むという意識を高めるために、可能な限り保護者や地域の方、児童生徒の意見を取り入れます。

さらに、策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開し、保護者や地域住民へ周知していきます。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめに対しては、実効のないいじめの問題の解決に資するため、当該学校の複数の教職員に加えて、必要に応じて、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部の専門家等が参加しながら組織的に対応することが大切です。

以下、学校が設置する組織の基本的な役割を例示します。

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と共有を行う役割

ウ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

エ いじめの相談・通報の窓口としての役割

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの未然防止

「暴力を伴わないいじめ」は、目につきにくく表面化しにくいですが、ほとんどすべての児童生徒が加害者にも被害者にもなりうるものです。

よって、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめを許さないための未然防止の取組を学校、家庭、地域社会で行うことが大切です。

また、未然防止の基本として、児童生徒が、コミュニケーション能力を育み、規範意識を身につけ主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを心がけます。そして児童生徒の居場所づくり、絆づくりをキーワードとして授業づくり、学校づくりに努めます。

加えて、一人一人の人権が尊重される人間関係・学校風土をつくり、児童生徒の自己有用感を育む取組を進めます。さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたりいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

イ いじめの早期発見

いじめは、大人が気付きにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候でも早い段階から組織的に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりせず積極的に認知します。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や信号を見逃さぬようアンテナを高く保ちます。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談場所の確保、相談箱の設置等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。

ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。また、その在り方については「八代市学校いじめ対応マニュアル」を参考とします。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告、調査、対処 (図2)

ア 重大事態の意味

(重大事態) 法第28条より※抜粋

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態をいじめを受ける児童生徒の状況に着目し、以下に例示します。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上の不登校状況が見られる場合
(30日未満でも市教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手する場合があります。)
- 児童生徒や保護者から申立てがあった場合

イ 重大事態の報告及び調査主体

重大事態が発生した場合は、学校や市教育委員会だけでなく、市全体で対処することになります。(図2)

学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告します。また、市教育委員会は、調査の主体を市教育委員会と学校のどちらにすべきか判断します。

その際、主体がどちらになろうとも、市教育委員会は調査を行う学校に対して必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行い、学校と一体となって調査を実施します。

ウ 調査主体が学校の場合

(ア) 重大事態の調査組織の設置

組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該関係者と直接の人間関係を有しない第三者の参加を図ることにより、公平性・中立性を確保するよう努めます。その組織は、学校のいじめの防止等の対策のための組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法をとります。

(イ) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。

たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実としっかりと向き合おうとする姿勢で臨みます。

(ウ) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対しての情報提供

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ情報を適切に提供します。

その際は、関係者の個人情報に十分配慮します。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはなりません。

得られたアンケート結果は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち対象の児童生徒や保護者に説明する等の措置が必要です。

(エ) 市教育委員会への報告（※市教育委員会から市長に報告）

学校は、調査結果を市教育委員会を通じて市長に報告します。いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告します。

(オ) 調査結果を踏まえた必要な措置

市教育委員会や学校の関係者は、得られた調査結果より、いじめられた児童生徒やその保護者等への配慮のもと、「八代市学校いじめ対応マニュアル」を参考にしながら、重大事態の対処をします。

エ 調査主体が市教育委員会の場合

学校は、市教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力し、事態の解決に市教育委員会、学校が一体となって取り組みます。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 再調査

上記（1）－ウ－（エ）の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、再調査を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関等を設けて行います。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講じます。

また、当該学校について再調査を行った時、市長はその結果を議会

に報告します。

Ⅲ その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の見直しの検討

国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる」としています。

市としても、いじめの防止等に関する市の施策や学校の施策、重大事態への対処等、市の基本方針が適切に機能しているかどうかについて、「八代市いじめ問題対策連絡協議会」等の組織を用いて、定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う等、必要な措置を講じます。

2 基本方針策定状況の確認と公表

市は、市及び各学校における基本方針の策定状況を公表します。

注1 スクールカウンセラー：学校で児童生徒、保護者、教職員に対し、心理相談を行う専門家。

注2 スクールソーシャルワーカー：子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する専門家。

注3 学校支援委員会：学校だけでは解決が困難な事態になった場合、学校を支援する専門家のチーム。弁護士、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士等の他、教育委員会が必要と認める者がそのメンバーとする。

注4 学校等警察連絡協議会におけるいじめ事案に対する申合せ事項による相談基準

【生命・身体の安全が脅かされているような重大ないじめ事案】

○ 被害児童生徒の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高い事案

【犯罪行為として取り扱うことを求めている事案】

○ 重大ないじめ事案に当たらない事案にあっても、当該児童生徒又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めている事案

【指導が困難ないじめ事案】

○ いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為と認められる事案

○ その他、警察へ相談することが適当と思われる事案

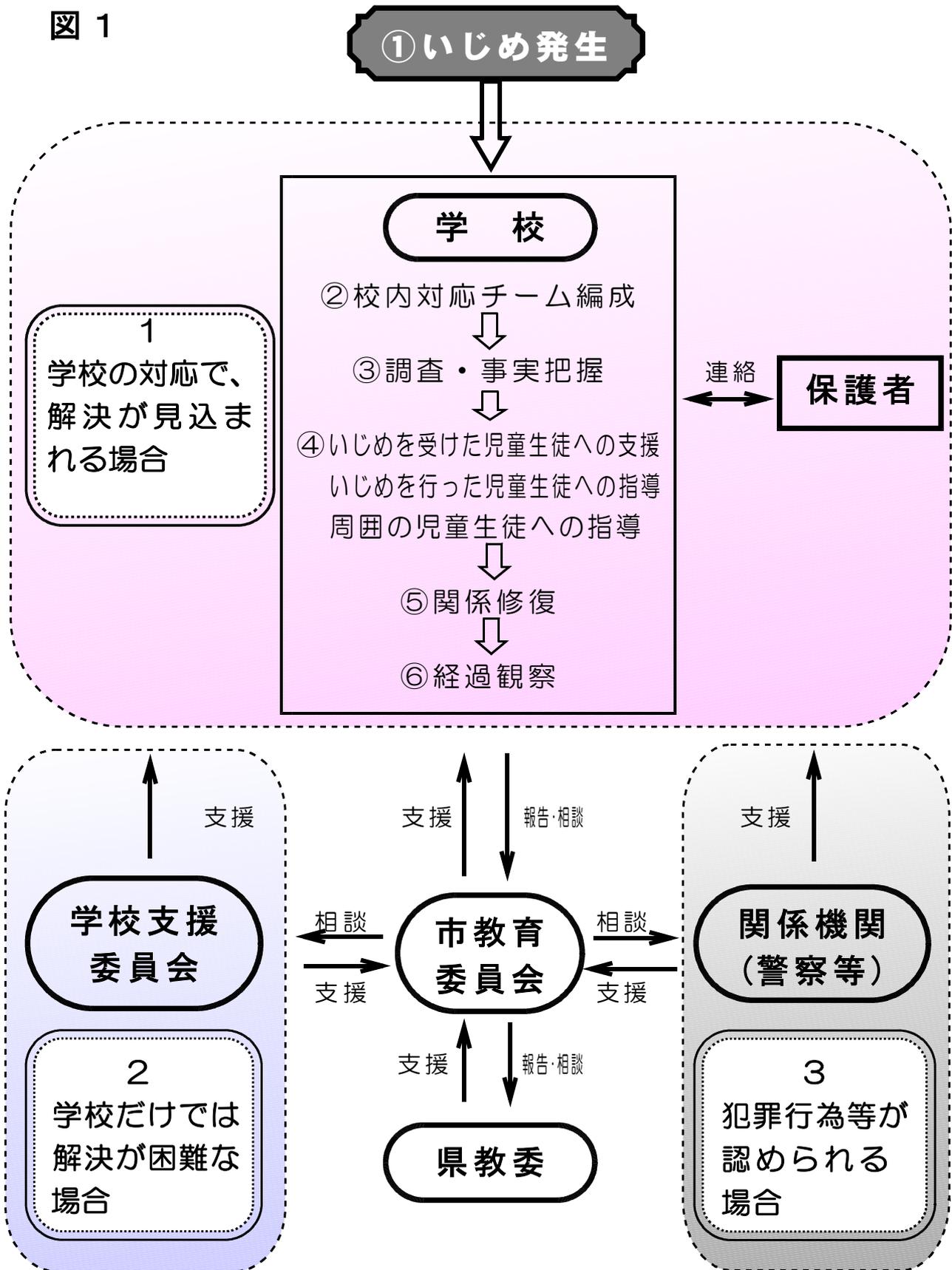
注5 出席停止：性行不良であって他の児童生徒の教育の妨げがあると認められる児童生徒があるときは、市町村教育委員会が、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命ずることができる。（学校教育法第35条）この出席停止制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序維持の観点から設けられている。（文部科学省HPより）

注6 生徒指導連絡協議会：八代管内小中特別支援学校児童生徒のため、関係機関と連絡協力を密にし、その健全育成と非行防止にあたることを目的とした協議会。

注7 八代市学校いじめ対応マニュアル：八代市教育委員会が作成をしているいじめ問題に対応するためのマニュアル。いじめの防止、早期発見、早期対応から解消に至るまでの指導のポイント等について説明している。

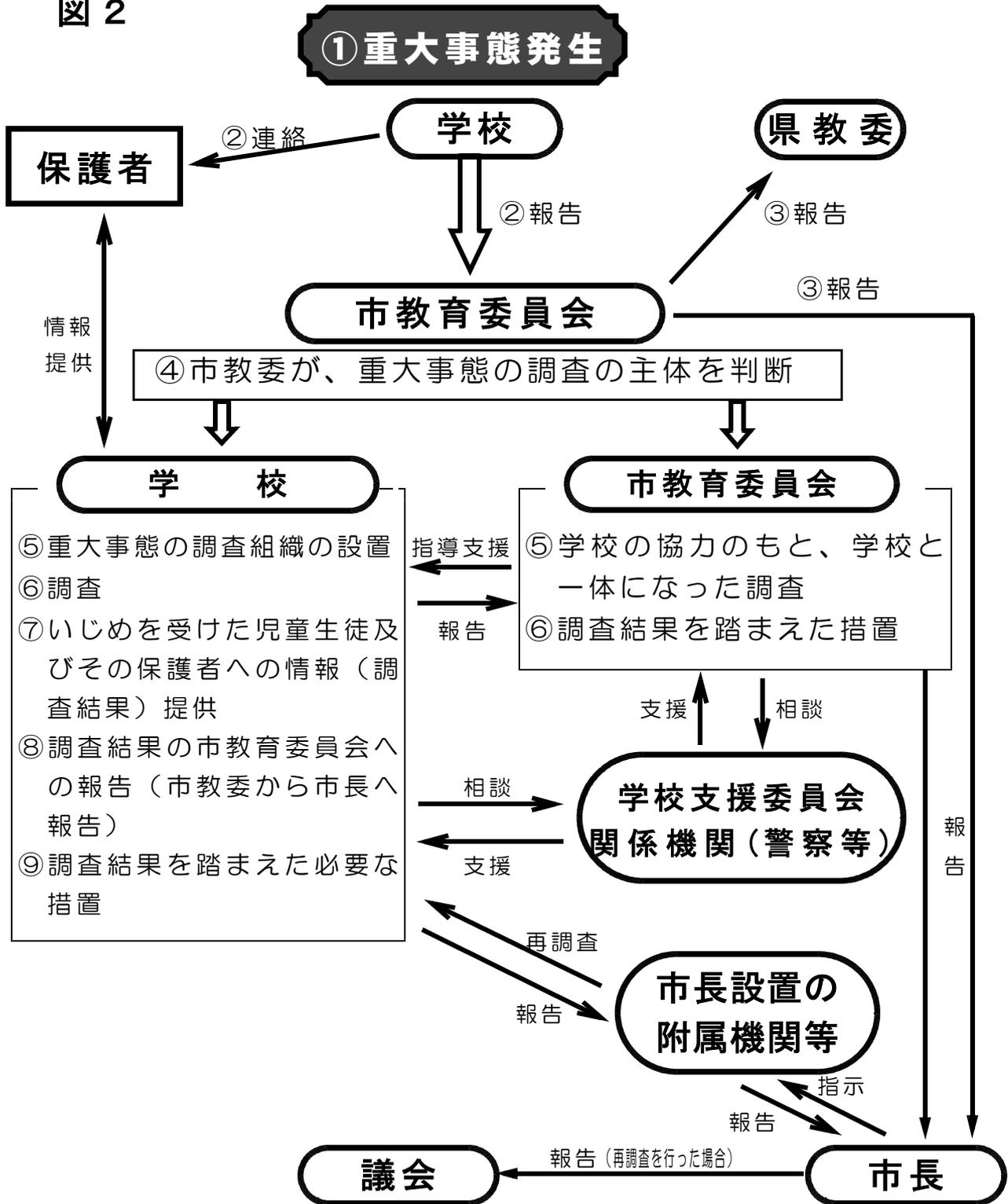
注8 法第22条の組織：いじめ防止対策推進法において、いじめの防止等を実効的に行うために各学校に設置が義務づけられている組織のこと。常設であること、必要に応じて外部の専門家等を加えることとされている。

図 1



注 学校支援委員会：学校だけでは対応が困難となった場合、専門的な立場において、学校及び学校関係者を支援する外部組織

図 2



（重大事態）

- いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより児童生徒が相当の期間（30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。